

⑤ 台風第23号の農林水産部及び県土整備部の災害復旧事業

内 訳		
農林水産部関係: 10,413箇所		397億円
農 地	3,321箇所	70億円
ため池等農業用施設	4,121箇所	125億円
林 地	513箇所	141億円
林 道	214箇所	11億円
風 倒 木	2,234箇所	44億円
その他(共同利用施設、漁港施設)	10箇所	6億円
県土整備部関係: 4,729箇所		2,106億円
河 川	2,323箇所	1,727億円
道 路	1,845箇所	116億円
砂 防	404箇所	204億円
そ の 他	157箇所	59億円
合計	15,142箇所	2,503億円



円山川 (豊岡市立野)



豊岡市但東町薬王寺



(主) 福良江井岩屋線 (五色町鳥飼浦)



加古川（西脇市黒田庄町）



洲本川（洲本市）



土砂をかぶった農地

田植えの終わった水田

豊岡市出石町桐野



風倒木処理後

養父市大屋町和田

### 3 主な対応

#### (1) 災害対策本部等の設置

##### ① 兵庫県

台風第23号の接近に伴い、10月20日（水）7時に兵庫県全域に暴風警報が発表されたことから、災害警戒本部が設置された。また、淡路地域等で大規模な被害発生のおそれが生じたことから、16時40分に災害対策本部が設置された。

（災害対策本部会議は、10月20日から11月15日までの間に11回開催、現在も継続中）

さらに、北播磨、但馬、丹波、淡路県民局内に災害対策地方本部が設置された。

県民局名	災害対策（地方）本部		災害警戒（地方）本部	
	設置時刻	廃止時刻	設置時刻	廃止時刻
本庁	10月20日 16:40	継続中	10月20日 7:00	対策本部に移行
神戸県民局	—	—	10月20日 11:00	10月21日 5:30
阪神南県民局	—	—	10月20日 9:15	10月21日 9:30
阪神北県民局	—	—	10月20日 9:30	10月21日 8:45
東播磨県民局	—	—	10月20日 11:00	10月21日 6:10
北播磨県民局	10月20日 20:20	継続中	10月20日 8:45	対策本部に移行
中播磨県民局	—	—	10月20日 11:00	10月21日 1:30
西播磨県民局	—	—	10月20日 9:00	10月21日 23:00
但馬県民局	10月20日 18:00	継続中	10月20日 9:00	対策本部に移行
丹波県民局	10月20日 18:00	継続中	10月20日 7:00	対策本部に移行
淡路県民局	10月20日 16:40	継続中	10月20日 9:00	対策本部に移行

##### ② 市 町

23市62町のうち、13市36町に災害警戒本部、16市47町に災害対策本部が設置された。

	市町名	災害対策本部		災害警戒本部	
		設置時刻	廃止時刻	設置時刻	廃止時刻
神戸	神戸市	—	—	10月20日 9:30	10月21日 5:30
阪神南	尼崎市	10月20日 17:15	10月20日 21:10	—	—
	西宮市	10月20日 18:00	10月21日 12:00	—	—
	芦屋市	—	—	10月20日 9:00	10月21日 00:00
阪神北	伊丹市	—	—	10月20日 16:30	10月21日 8:30
	宝塚市	10月20日 13:00	10月25日 15:00	10月20日 9:00	対策本部に移行
	川西市	10月20日 11:00	10月21日 17:10	—	—
	三田市	10月20日 16:00	10月20日 23:00	10月20日 13:00	対策本部に移行
	猪名川町	10月20日 13:00	10月21日 8:00	10月19日 17:00	対策本部に移行
	東播磨	加古川市	10月20日 9:00	10月21日 15:00	—
北播磨	高砂市	10月20日 14:30	10月21日 6:10	10月20日 9:00	対策本部に移行
	稲美町	10月20日 11:00	10月21日 10:00	—	—
	播磨町	10月20日 14:00	10月20日 22:00	10月20日 9:00	対策本部に移行
	西脇市	10月20日 14:30	4月1日 00:00	10月20日 12:00	対策本部に移行
	黒田庄町	10月20日 12:00	11月13日 00:00	10月20日 8:30	対策本部に移行
	三木市	10月20日 18:00	11月17日 17:00	10月20日 13:30	対策本部に移行
	小野市	10月20日 15:00	12月21日 17:00	10月20日 9:00	対策本部に移行
	加西市	10月20日 15:40	10月21日 9:00	10月20日 11:10	対策本部に移行
	吉川町	10月20日 15:00	10月23日 17:00	10月20日 13:00	対策本部に移行
	社町	—	—	10月20日 9:50	10月21日 3:00
	滝野町	10月20日 17:30	10月21日 18:00	—	—
東条町	—	—	10月20日 14:00	10月20日 22:35	
中町	10月20日 11:10	10月21日 10:00	—	—	
八千代町	10月20日 14:30	10月20日 23:00	—	—	

	市町名	災害対策本部		災害警戒本部	
		設置時刻	廃止時刻	設置時刻	廃止時刻
中播磨	家島町	10月20日 14:00	10月20日 21:30	—	—
	夢前町	10月20日 17:00	10月20日 21:00	—	—
	神崎町	—	—	10月20日 12:40	10月20日 23:35
	市川町	10月20日 17:00	10月20日 22:30	10月20日 15:00	対策本部に移行
	福崎町	10月20日 16:05	10月21日 1:48	—	—
	香寺町	10月20日 15:30	10月20日 23:30	—	—
	大河内町	—	—	10月20日 15:00	10月21日 1:00
西播磨	山崎町	—	—	10月20日 11:00	10月21日 00:00
	一宮町	10月20日 13:15	10月20日 22:30	10月20日 11:00	対策本部に移行
	波賀町	10月20日 16:00	継続中	10月20日 9:00	対策本部に移行
	千種町	10月20日 14:00	10月21日 5:00	10月20日 11:30	対策本部に移行
	龍野市	10月20日 15:00	10月21日 4:20	—	—
	新宮町	10月20日 15:00	10月21日 0:30	10月20日 8:30	対策本部に移行
	太子町	—	—	10月20日 8:30	10月20日 23:00
	上郡町	—	—	10月20日 11:10	10月20日 23:00
	佐用町	10月20日 15:00	10月22日 17:15	10月20日 7:00	対策本部に移行
	南光町	10月20日 11:30	10月20日 23:30	—	—
	安富町	—	—	10月20日 13:00	10月21日 2:00
但馬	豊岡市	10月20日 16:10	12月23日 18:30	10月20日 13:00	対策本部に移行
	城崎町	10月20日 15:00	11月2日 17:00	10月20日 9:00	対策本部に移行
	竹野町	10月20日 16:10	10月29日 17:00	10月20日 13:00	対策本部に移行
	日高町	10月20日 16:00	1月5日 12:00	10月20日 9:00	対策本部に移行
	出石町	10月20日 15:30	11月3日 17:00	10月20日 9:00	対策本部に移行
	但東町	10月20日 16:00	11月22日 17:00	10月20日 11:00	対策本部に移行
	養父市	10月20日 15:50	11月18日 8:30	—	—
	朝来町	10月20日 15:00	10月23日 20:00	—	—
	山東町	10月20日 14:00	2月17日 0:00	10月20日 13:00	10月20日 14:00
	生野町	—	—	10月20日 14:14	—
	香住町	10月20日 17:00	10月29日 17:00	10月20日 11:30	対策本部に移行
	村岡町	10月20日 15:30	11月30日 17:00	10月20日 9:30	対策本部に移行
	美方町	—	—	10月20日 16:10	10月21日 9:00
	浜坂町	10月20日 16:00	10月25日 9:00	10月20日 10:00	対策本部に移行
	温泉町	10月20日 18:00	10月20日 22:00	—	—
	和田山町	10月20日 14:00	11月26日 17:00	—	—
	丹波	篠山市	10月20日 15:15	10月21日 17:00	10月20日 8:30
柏原町		10月20日 14:30	10月31日 17:00	10月20日 8:40	対策本部に移行
水上町		10月20日 15:05	12月23日 17:00	10月20日 11:10	対策本部に移行
青垣町		10月20日 14:30	12月23日 17:00	10月20日 8:30	対策本部に移行
春日町		10月20日 13:00	10月21日 2:00	—	—
山南町		10月20日 14:00	10月21日 2:05	10月20日 8:30	対策本部に移行
市島町		10月20日 14:00	12月23日 17:00	10月20日 13:00	対策本部に移行
淡路	洲本市	10月20日 13:00	1月1日 00:00	10月20日 10:00	対策本部に移行
	緑町	10月20日 11:00	10月29日 17:00	—	—
	西淡町	10月20日 9:00	10月29日 17:00	—	—
	三原町	10月20日 11:00	10月22日 17:00	10月20日 10:00	対策本部に移行
	南淡町	10月20日 10:00	10月29日 17:00	—	—
	津名町	10月20日 12:00	1月31日 17:00	10月20日 9:00	対策本部に移行
	淡路町	10月20日 12:00	10月21日 8:30	—	—
	北淡町	10月20日 9:00	3月31日 00:00	10月19日 16:15	対策本部に移行
	一宮町	10月20日 12:00	3月31日 17:15	—	—
	東浦町	10月20日 15:00	10月21日 00:00	—	—
	五色町	10月20日 13:00	12月28日 17:15	—	—

## (2) 防災関係機関等の活動

### ① 自衛隊への派遣要請

陸上自衛隊第3特科連隊は、洲本市、豊岡市、小野市、西脇市、津名郡一宮町、津名町、出石町において516人が救助活動を行った。

### ② 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく活動

相互応援協定に基づき、県下各地の消防応援隊30隊128人が出動し、被災地で救助活動を行った。

豊岡市での活動：神戸、阪神、東播磨、西播磨の各地区から出動（救助者合計 557人）

西脇市での活動：姫路市、加東行政(事)が出動

### ③ 緊急消防援助隊の活動

大阪府、岡山県、滋賀県、愛知県から70隊284人の緊急消防援助隊が派遣された。

(救助者合計 58人)

### ④ 消防団の活動

10月20日から11月7日にかけて、延べ32,063人の消防団員が土嚢積み、人命救助等に活躍した。

### ⑤ 自主防災組織の活動

32市町の自主防災組織が、安否確認、土嚢積み、避難所開設等の活動を行った。

## (3) 主な初動・応急・復旧対応

### ① 救助・救急、医療対策の実施

#### ア 県消防防災航空隊による救助・救急活動

県は、豊岡市の民家屋根に避難している住民の救出のため、10月21日夜明けとともに消防防災ヘリコプター2機を出動させ、救出活動を行った。また、早期に治療を必要とする透析患者等を病院へ搬送した。(救助者合計 9人、搬送者合計 9人)

#### イ 県警察本部による救助・捜索活動

県警察本部は、豊岡市、出石町、洲本市等における孤立者の救出、行方不明者の捜索のため、機動隊や県警ヘリを出動させ、救助・捜索活動を行った。

#### ウ 救護班の派遣

県は、救護所及び巡回による診療活動を行うため、10月22日～26日まで、災害拠点病院より救護班(39班、202人)を豊岡市、養父市、出石町、和田山町、但東町、山東町に派遣した。

### ② 災害救助法の適用(法適用日：平成16年10月20日)

5市13町

洲本市・豊岡市・西脇市・小野市・養父市  
黒田庄町・城崎町・日高町・出石町・但東町・和田山町・氷上町  
津名町・津名郡一宮町・五色町・西淡町・三原町・南淡町

種目別区分	員数	金額(千円)
救助費総額		867,113
(内訳) 避難所設置費	延 35,601人	15,350
応急仮設住宅設置費	140戸	124,052
炊き出しその他による食品給与費	延 70,974人	50,310
飲料水の供給費	延117,769人	7,686
被服寝具その他生活必需品給与費	3,131世帯	12,081
医療費	延237人	218
災害にかかった者の救出費	2人	72
住宅の応急修理費	1,733世帯	530,806
学用品の給与費	1,612人	4,599
埋葬費	1体	45
死体の搜索費	1体	206
障害物の除去費	2,083世帯	9,238
輸送費		7,023
補償費		964
事務費		104,463

○ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ）の現状

市町名	設置戸数
豊岡市	43
日高町	3
出石町	26
朝来市	5
和田山町	5
洲本市	7
淡路市	6
津名町	6
合計	140

③ 生活・住宅再建支援（平成17年8月末現在）

都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給するとともに、居住安定支援制度補完事業、住宅再建等支援金を創設し、被災者を支援。

○ 被災者生活再建支援金

支給世帯：814世帯

支給額：382,462千円

○ 居住安定支援制度補完事業

支給世帯：1,031世帯

支給額：791,323千円

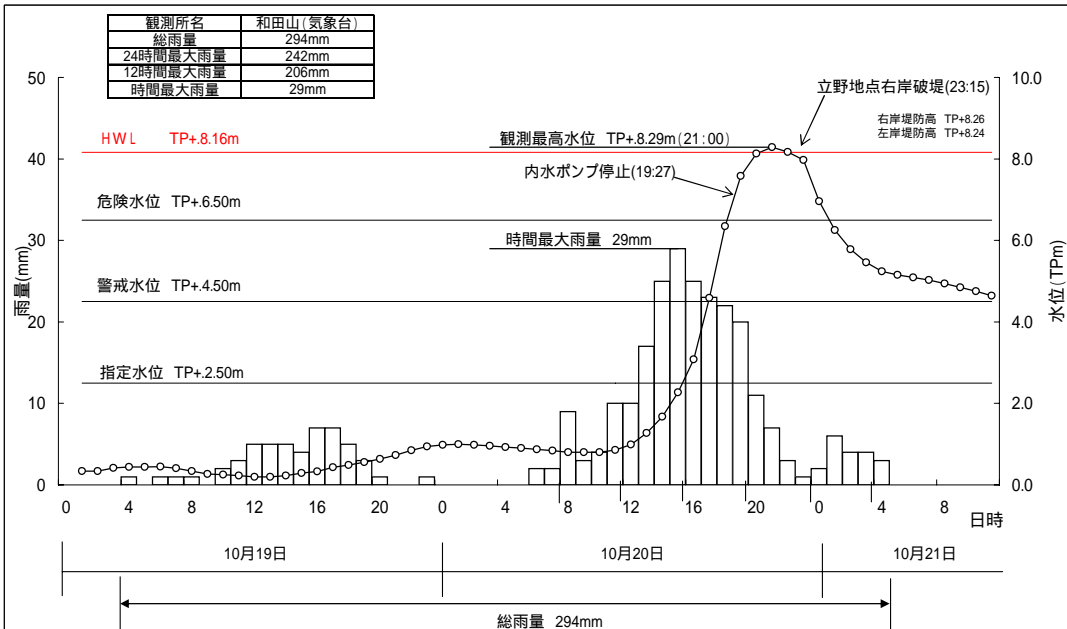
○ 住宅再建等支援金

支給世帯：3,786世帯

支給額：1,817,838千円

(4) 主要河川における主な対応  
 円山川(立野地点)

警戒水位から危険水位に到達するまで1時間ほどであり、河川水位の急激な上昇により、情報の収集・伝達が時間的に困難な状況であった。(消防団・水防管理団体・住民からの現地情報及び県・気象台からの水位情報、気象情報、洪水予報などを総合的に判断し、避難勧告・避難指示が出されるが、1時間では情報収集・伝達は困難であった。)しかし、洪水予報が危険水位に到達すると想定される1時間前に出されていたため、それも目安のひとつとして、避難勧告のタイミングが遅れることはなかった。



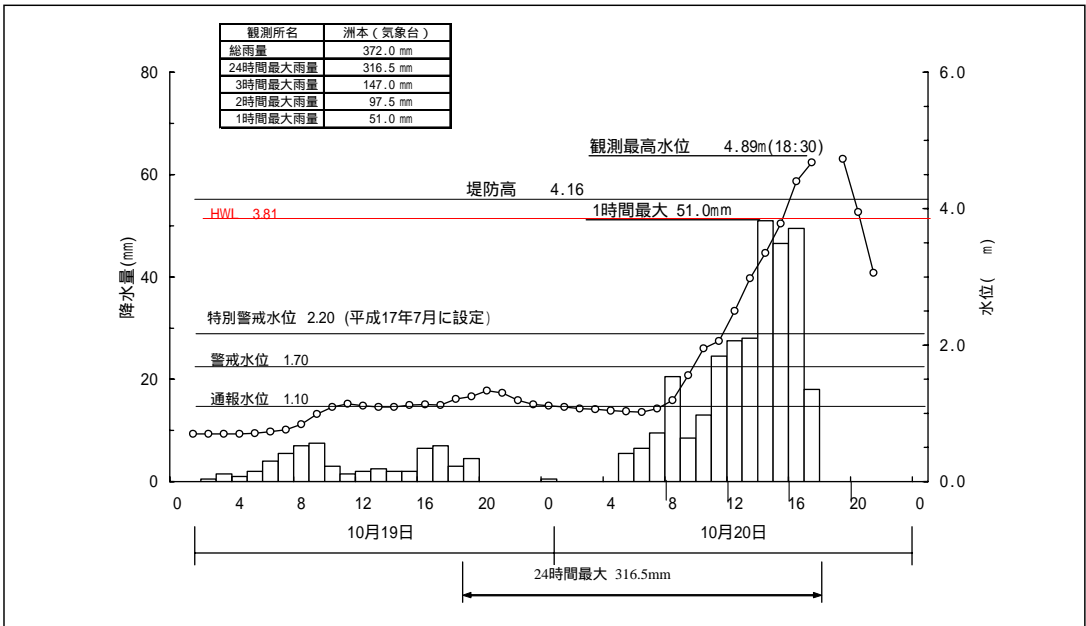
気象情報(神戸海洋気象台)	19日 20:52 大雨・洪水 注意報 発表	20日 11:00 大雨・洪水 警報 発表	20日 15:30 高潮 注意報 発表	20日 19:30 高潮 警報 発表	20日 23:00 大雨・洪水 警報 解除 注意報 発表	21日 3:30 大雨・高潮 警報 解除 注意報 発表	21日 6:10 大雨 注意報 解除	22日 8:40 洪水 警報 解除 注意報 発表	28日 11:25 洪水 注意報 解除													
水防活動	水防指令(水防本部(県庁) 事務所 等) 20日 11:10 水防指令 1号発令		20日 16:10 水防指令 3号発令																			
	水防警報(直轄事務所長 水防管理者(市長) 等) 20日 14:30 円山川 水防警報 1号待機		20日 16:00 円山川 水防警報 3号出動		28日 11:10 円山川 水防警報 4号解除																	
	洪水予報(直轄事務所長・神戸海洋気象台 報道機関 等) 20日 15:40 円山川 洪水予報 1号 洪水注意報		20日 17:45 円山川 洪水予報 2号 洪水警報		20日 17:45 円山川 洪水予報 3号 洪水警報 継続		22日 8:30 円山川 洪水予報 4号 洪水注意報		28日 10:50 円山川 洪水予報 5号 解除													
	水防活動 等 20日 13:00 消防団 本団 招集		20日 15:00~ 各消防 分団 上流部 支川で水防 活動を開始		20日 19:02 市への 自衛隊 災害 派遣 要請		20日 19:30~ 消防団 救助 活動を 開始		21日 7:25 消防防災ヘリ但馬 空港へ 到着		21日 8:30 県から 消防庁に 緊急消防 援助隊 応援要請		21日 11:00 消防 応援 160名 救出		21日 14:55 緊急消防 援助隊 現地に到着		21日 18:00 消防 応援 525名 救出		22日 14:00 消防 応援 解除 合計 548名 救出		22日 14:00 緊急消防 援助隊 解除 合計 58名 救出	
	被害状況 等 20日 18:38 豊岡 消防署 庁舎 浸水		20日 0:00 但馬 県民局 全館 停電		21日 2:18 関西 電力 が浸水し 市南西部 停電		21日 5:43 NTT施設 浸水し 一部119 番不通															
市民の避難	20日 18:05 市(港 奈佐 杭江以外) 避難勧告		20日 18:45 市全域 避難勧告		20日 19:13 市(俣原 上庄境 百合地 等) 避難指示		20日 19:24 市(大篠岡 木内 駄坂 等) 避難指示		20日 19:45 市全域 避難指示													

洲本川(洲本地点)

危険水位が設定されていなかったことから、避難勧告の基準が明確でなかった。このため、消防団・水防管理団体・住民からの現地情報及び県・気象台からの水位情報、気象情報などを総合的に判断し、避難勧告・避難指示を出さなければならず、避難勧告・避難指示を出すタイミングが難しかった。(実際には、計画高水位に達するまでには避難指示は出ている)



上記の教訓を踏まえ、洪水予報が難しい中小河川においては、今年の7月に避難の目安となる特別警戒水位を設定した。特別警戒水位に到達した場合には県から市町及び報道機関を通して住民に周知されることとなった。

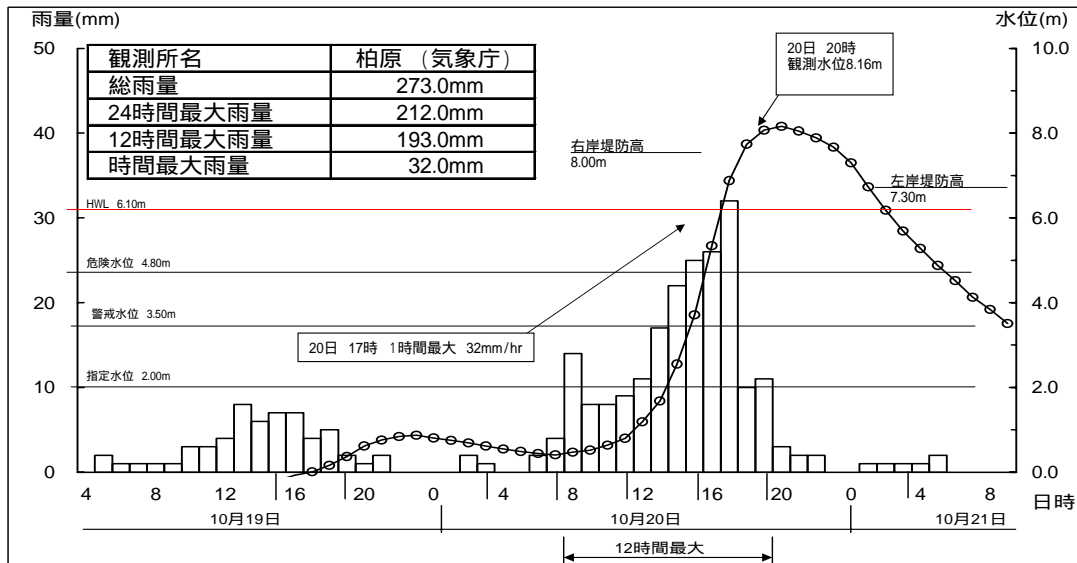


気象情報(神戸海洋気象台)				
19日20:52 大雨・洪水 注意報 発表	20日11:00 大雨・洪水 警報 高潮注意報 発表			
20日23:00 大雨・洪水 警報 解除 注意報 発表 高潮注意報 解除	21日3:30 大雨・洪水 注意報 解除			
水防活動				
水防指令(県庁 事務所 等)	<table border="1"> <tr> <td>20日 10:00 水防 指令 1号 発令</td> <td>20日 12:00 水防 指令 2号 発令</td> <td>20日 13:00 水防 指令 3号 発令</td> </tr> </table>	20日 10:00 水防 指令 1号 発令	20日 12:00 水防 指令 2号 発令	20日 13:00 水防 指令 3号 発令
20日 10:00 水防 指令 1号 発令	20日 12:00 水防 指令 2号 発令	20日 13:00 水防 指令 3号 発令		
水防警報(県民局長 水防管理者(市長) 等)	<table border="1"> <tr> <td>20日 11:56 洲本川 水防警報 2号準備</td> <td>20日 12:51 洲本川 水防警報 3号出動</td> <td>20日 23:14 洲本川 水防警報 4号解除</td> </tr> </table>	20日 11:56 洲本川 水防警報 2号準備	20日 12:51 洲本川 水防警報 3号出動	20日 23:14 洲本川 水防警報 4号解除
20日 11:56 洲本川 水防警報 2号準備	20日 12:51 洲本川 水防警報 3号出動	20日 23:14 洲本川 水防警報 4号解除		
水防活動 等	実際には消防団等が出動していたが、活動記録がない			
市民の避難				
	<table border="1"> <tr> <td>20日 13:30 物部 2丁目 3丁目 840世帯 避難勧告</td> <td>20日 15:15 物部 2丁目 3丁目 840世帯 避難指示</td> </tr> </table>	20日 13:30 物部 2丁目 3丁目 840世帯 避難勧告	20日 15:15 物部 2丁目 3丁目 840世帯 避難指示	
20日 13:30 物部 2丁目 3丁目 840世帯 避難勧告	20日 15:15 物部 2丁目 3丁目 840世帯 避難指示			



加古川(板波地点)

警戒水位から危険水位に達するまで1時間ほどであり、河川水位の急激な上昇により、情報の収集・伝達が時間的に困難な状況であった。(消防団・水防管理団体・住民からの現地情報及び県・気象台からの水位情報、気象情報、洪水予報などを総合的に判断し、避難勧告・避難指示が出されるが、1時間では情報収集・伝達は困難であった。)しかし、洪水予報が危険水位に到達すると想定される1時間前に出されていたため、それも目安のひとつとし、避難勧告のタイミングが遅れることはなかった。



気象情報(神戸海洋気象台)	
19日20:52 大雨・洪水 注意報 発表	20日11:00 大雨・洪水 警報 発表
20日23:00 大雨 警報 解除 注意報 発表	21日3:30 大雨 注意報 解除
21日6:10 洪水 警報 解除 注意報 発表	21日10:20 洪水 注意報 解除
水防活動	
水防指令(県庁 事務所 等)	20日11:00 水防指令 1号発令 20日12:50 水防指令 2号発令 20日16:10 水防指令 3号発令 21日9:30 水防指令 4号解除
水防警報(県民局長 水防管理者(市長) 等)	20日13:00 加古川水防警報 2号準備 21日9:30 加古川水防警報 4号解除
洪水予報(直轄事務所長・神戸海洋気象台 報道機関 等)	20日 14:30 加古川洪水予報 1号洪水注意報 20日 15:50 加古川洪水予報 2号洪水警報 21日 5:30 加古川洪水予報 3号洪水注意報 21日 9:30 加古川洪水予報 4号解除
水防活動 等	20日14:00 市より 全域に出動要請
市民の避難	
16:30 杉原川川東川西地区 野村町一部 600世帯 自主避難の広報	19:30 杉原川川東川西地区 野村町一部 600世帯 避難勧告

用語の意味

- 1 特別警戒水位  
警戒水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。
- 2 危険水位  
洪水により氾濫の起こるおそれのある水位をいう。
- 3 警戒水位  
出水時に水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位として知事が定める水位をいう。
- 4 指定水位(国)、通報水位(県)  
水防管理者が、水防活動に入る準備を行うための水位をいう。
- 5 水防指令  
知事が、県の機関に対し、水防非常配備態勢につく指令をいう。
- 6 水防警報  
国土交通省大臣又は知事が、それぞれ指定した河川について、洪水によって災害がおこる恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
- 7 洪水予報  
気象庁長官(あらかじめ定められている河川については、国土交通大臣又は知事と気象庁長官とが共同して)は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、その状況を周知させるために行う発表をいう。

これらは、台風第23号の雨量状況での水位上昇曲線であり、円山川、洲本川、加古川とも非常に急激な水位上昇であった。実際の水防活動は、水位状況で活動したものでなく、現場での洪水の状況から行なわれており、机上または機械上での議論では図れない部分がある。